

『令和3年度税制改正大綱(15) 消費税に関する環境整備』

消費課税においては既出のエコカー減税のほか、以下の改正が行われる。

【1. 課税売上割合に準ずる割合の承認申請】仕入控除税額の計算で、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、提出した日の属する課税期間から同割合を用いることができるようになる。課税期間の末日近くに土地の譲渡等が発生した場合や、課税期間の短縮のため適用承認申請書の提出が課税期間の末日直前になる場合に、この緩和は有効となる。

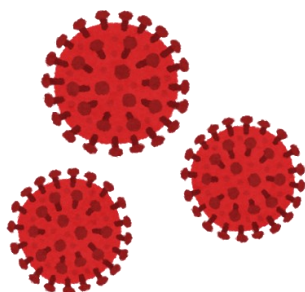
【2. 郵便物の輸出証明】関税法第76条第1項に規定する郵便物として資産を輸出し、消費税の輸出免税の適用を受ける場合には、日本郵便株式会社より交付を受けた当該郵便物の引受証及び発送伝票の控え等を保存しなければならないこととする。

【3. 金又は白金の地金の仕入税額控除の保存要件】仕入税額控除の要件として保存義務のある本人確認書類のうち、在留カードの写し、国内の住所を有しない者の旅券の写し等を対象から除外する。

1. 及び3. は本年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて、2. は本年10月1日以後に行われる資産の譲渡等について、それぞれ適用される。



『まん延防止重点措置へ支援策 飲食店や取引事業者等へ』



政府は、まん延防止等重点措置の適用を踏まえた支援策をまとめ公表した。概要は以下の通り。(1) 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援

(地方創生臨時交付金の協力要請推進枠) ☆まん延防止等重点措置地域(又は緊急事態措置を実施すべき地域)【支援概要】○中小企業：売上高

に応じて1日4～10万円(20時までの時短要請の場合)等※5月6日以降は1日3～10万円、4月21日までにまん延防止等重点措置として時短要請を行った場合、当該まん延防止等重点措置期間は1日4～10万円○大企業：売上高減少額の4割、1日最大20万円(中小企業も選択可能)☆それ以外の地域／1日4万円(21時までの時短要請の場合)※5月6日以降は、売上高に応じて1日2.5～7.5万円(大企業や大企業方式を適用する中小企業は1日最大20万円)(2) 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援☆対象地域における時短営業を行う飲食店と取引【支援概要】2019年比又は2020年比で対象月の売上が50%以上減少の場合、法人20万円／月、個人10万円／月を上限に支援(3) 雇用調整助成金※地域特例、業況特例(地域・業種問わず)あり。休業手当等負担額を日額上限15,000円、助成率最大10/10助成

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます